第 11 節　標準処理期間（行政手続法第６条）

行政手続法第６条（標準処理期間）

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

＜法令の解説＞

本県における、本法の許可申請手続に係る標準処理期間は下表のとおりである。

ただし、標準処理期間とは、申請を行った後に、申請者側から当該内容の変更等がない場合の通常要すべき期間のことを指し、申請書の不備その他各機関の責めに帰することのない事由により変動する期間は含まれない。

また、当該期間は、期間の目安を定めたものであり、申請者に対して期間内での処理を受ける権利を付与するものではないこと、申請書の不備により補正するための期間及び休日（土曜日及び日曜日等）は算入されないものであること、申請書を受付した日の翌日から起算し、許可証等の発送日又は手交日等をその満了日とするものであることに留意し、期間に余裕をもって申請を行うことが重要である。

なお、事前指導の手続きを経ない許可申請は、この標準処理期間にはよらないものである。

手続き	標準処理期間
事前指導	60 日
許可申請	30 日（※）
花巻市、奥州市、一関市から都市計画法第 29 条の許可を得た工事の中間検査	34 日

注意事項

１）※は事前指導を経た許可申請の場合に限る。

２）渓流等において 15m を超える盛土をする場合にはこれによらないものとする。

３）「標準処理期間」とは、申請を行った後に、申請者側から当該内容の変更等がない場合の通常要すべき期間であること。（申請書の不備その他各機関の責めに帰することのない事由により変動する期間は含まれない。）

４）当該期間は、期間の目安を定めたものであり、申請者に対して期間内での処理を受ける権利を付与するものではないこと。

５）当該期間には、申請書の不備により補正するための期間及び休日（土曜日及び日曜日等）は算入されないものであること。